　厚生労働省職場体験実習の基本的な運用は、本要領の定めるところによるものとする。

　　平成16年6月4日

令和4年６月30日改訂

令和５年５月22日改訂

厚生労働省　職場体験実習実施要領

（目的）

第１　本要領は、学生を対象とし、厚生労働省本省において実務を体験させることにより、職業意識の啓発、キャリア形成の支援に資することとするとともに、厚生労働省への理解を深めてもらうことを目的とし、実施の期間、場所、対象者、その他必要な事項について定めるものとする。

（実習の期間）

第２　実施の期間は、原則として、毎年の７月から９月までの学生の夏期休暇を利用して行うものとし、実務を体験させる期間は１週間以上１ヶ月以下とする。

（実習の場所）

第３　学生を受け入れる部局等は、厚生労働省本省（千代田区霞が関１－２－２）の各部局とする。

（実習の対象者）

第４　実習の対象者は、大学、大学院及び学校教育法以外の法律によって特別に設置された大学校（以下、「大学等」という。）に在籍する学生とする。

（学生の募集の周知）

第５　学生の募集の周知については、次のとおりとする。

(1) 各部局の長は、当該年度の受け入れ予定者数を大臣官房人事課長あて報告するものとする。

(2) 大臣官房人事課長は、受け入れる条件、各部局ごとの受け入れ予定者数等を厚生労働省ホームページ等に掲載することとし、大学等及び学生等に実習の実施について周知するものとする。

（申し込み、受け入れ対象者の決定及び通知）

第６　受け入れ対象者の決定及び通知については、次のとおりとする。

(1)希望する学生は、採用マイページ上で指定する時期までに大臣官房人事課長あて申し込みを行うものとする。

(2) 大臣官房人事課長は、申し込みを行った学生に対し、受け入れの可否等を通知する。

（実習の内容等）

第７　実習の内容等は、次のとおりとする。

(1) 実習生ごとに指導員を置き、指導員が実習生の指導・助言等に当たるものとする。

(2) 実習生は、電話の応対や資料作成、また、関係部局等との連絡などを業務として実施する。

(3) 実習生は、実習期間終了後に実習内容に関する報告書を作成し、指導員に提出するものとする。

(4) 指導員は、報告書の内容の確認等を行い、大臣官房人事課長及び部局の長に報告するものとする。

（実習生の身分等）

第８　実習生については、国家公務員の身分は保有しないものとし、次のとおり扱うこととする。

(1) 実習生の服務については、原則として職員の服務に準ずるものとし、実習生は指導員の指導・監督等に従わなければならない。

(2) 実習生は、実習中に知り得た秘密について、実習中及び実習終了後においても部外者（大学等を含む。）に漏らしてはならない。

(3) 実習生が実習期間中に国家公務員の信用を失墜するような行為その他不都合な行為を行った場合、厚生労働省は当該学生についての実習を打ち切ることができるものとする。

(4) 実習生は、上記(1)～(3)についての誓約書（別添２）を実習開始前までに厚生労働省に提出しなければならない。

（実習生の実習時間等）

第９　実習生の実習時間等は、次のとおりとする。

(1) 実習時間は、９時３０分から１７時４５分までとし、１２時から１３時までの間を休憩時間とする。

(2) 実習期間のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日については、実習を要しない日とする。

(3) 実習については、正当な理由がある場合を除いて欠務を認めないものとする。

(4) 実習期間のうち１／５以上の欠務があった場合及びその他不都合な行為を行った場合は、実習を打ち切ることができるものとする。

（災害補償）

第10　実習生は、実習期間中の事故等により傷害を負った場合又は厚生労働省（その職員を含む。）若しくは第三者に損害を与えた場合等に備え、災害傷害保険、賠償責任保険に加入しなければならない。

（経費負担等について）

第11　実習生の実習に必要な交通費など、一切の参加経費は実習生が負担するものとする。

（実習の成果の発表について）

第12　実習生が実習の成果としてレポート等を外部（大学等を含む。）に提出又は発表する場合には、事前に、実習生を受け入れた課の承認を受けなければならない。

（その他）

第13　この要領に定めるもののほか、当該実習の実施に関し必要な事項は、別途大臣官房人事課長が定めるものとする。

２　実習の実施について、疑義が生じた事項については、大臣官房人事課、実習実施部局、実習生等が協議して決定するものとする。

第14　実習終了後、翌年度以降の当該実習の円滑な実施を図るため、実習生及び指導員からアンケート等（別途、大臣官房人事課から各部局に通知するものとする。）の提出を求めることができるものとする。

２　実習生及び指導員から提出されたアンケート等については、民間企業へのインターンシップの普及など厚生労働省の施策の普及・推進等に活用することができるものとする。

第15　本要領については、実施状況等に応じて、逐次見直すものとする。